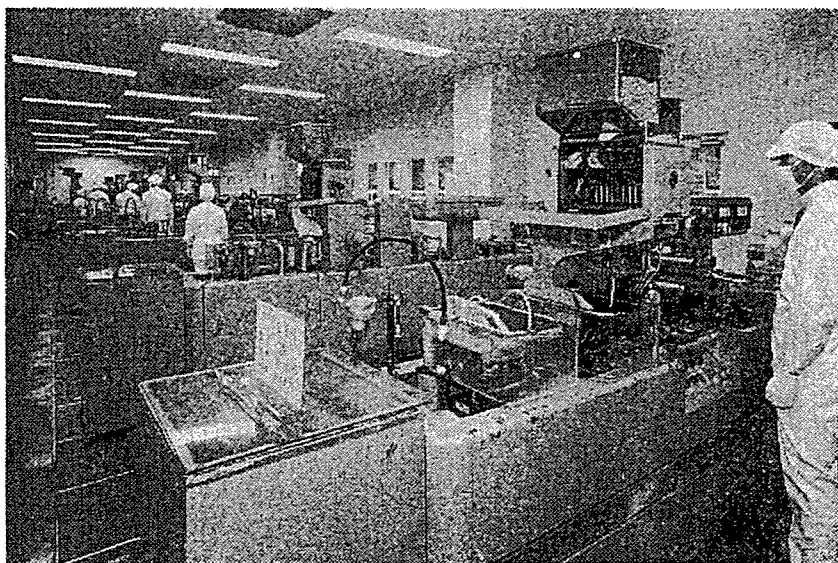


# Ⅲ 昭和二十年以後



# 1 行 財 政

## 一 医薬品新統制額の公示

昭和二十二年

物価庁公示

物四第八六〇号

物価統制令第四条の規定によって医薬品の販売価格の統制額を次のように指定し昭和十九年八月厚生省農商省告示第八号（医薬品の最高販売価格指定の件）昭和十九年八月厚生省農商省告示第九号（同上）昭和二十年九月厚生省告示第八号（同上）、昭和二十年九月厚生省告示第九十号（同上）、昭和二十年九月厚生省告示第九十一号（同上）、昭和二十年九月厚生省告示第九十二号（同上）、昭和二十一年三月大蔵省告示第二五七号医薬品の統制認可の件、昭和二十二年三月物四第二四九号医薬品の統制指定の件

及び昭和二十二年六月物四第三二五号医薬品の販売価格の統制額指定の件はこれを廃止する。

右は物価統制令施行規則第四条但書の規定によって告示に代えて薬事日報に公示する。

昭和二十二年十一月四日

物価庁長官 和田 博雄

### 第一 統制額表

(1) 日本薬局方医薬品

省略して一例を示す

品 目	単 位	製造業者		
		販売価格 統制額	卸売業者 (左同)	小売業者 (左同)
アスピリン	中味五瓦に付	六六・三〇	一、一四・四〇	四三・五〇
	五〇〇瓦	五七・〇〇	六三・六〇	七七・〇〇
	二五〇瓦	二六・〇〇	三二・二〇	三九・五〇
	二五瓦	三・六〇	四・〇〇	五・〇〇

アセトアニリド	中味一疋に付	三二・〇〇	三八・四〇	四八五・五〇
	五〇〇瓦	一八・六〇	三三・〇〇	二七・五〇
	二五瓦	一六・四〇	三〇・〇〇	二五・〇〇

〔薬事日報〕昭和二十二年十一月四日

## 二 奈良県薬草増産対策協議会規程

昭和二十三年

奈良県告示第一一九号 奈良県知事 野村万作

第一条 薬用資源の増産を期するため奈良県薬草増産協議会（以下協議会という）を設置し、事務所を奈良県庁衛生部薬務課内に置く。

第二条 協議会は、その目的を達成するため、左の事業及び調査を行う。

- 一 栽培の総合計画樹立及び栽培調査に関する事項
  - 二 薬草の利用啓発に関する事項
  - 三 栽培の実地指導に関する事項
  - 四 種苗その他必需資材の入手斡旋に関する事項
  - 五 生産品の集荷、販売に関する事項
- 第三条 協議会は会長、副会長各一名及び委員若干名を

もってこれを組織する。

第四条 会長は衛生部長、副会長は薬務課長をもつてこれに充てる。

第五条 委員は、左に掲げる者の中より知事これを命じ又は委嘱する

一 関係官公吏

二 県会議員

三 市町村長

四 関係団体

五 その他学識経験あるもの

第六条 会長は会務を総理し、会長事故あるときは副会長その職務を代行する。

第七条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、知事これを命じ又は委嘱する。

幹事は、会長の命を受け会務を掌理する。

書記は、上司の命を受け事務に従事する。

第八条 この規程に定めるものの外、必要な事項はその都度会長これを定める。

（奈良県告示第一一九号）

### 三 奈良県薬草増産対策協議会規則

昭和二十八年

(趣旨)

第一条 奈良県薬草増産対策協議会(以下「協議会」といふ)の組織、運営等に関しては、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、この規則の定めるところによる

(所掌事務)

第二条 協議会は次に掲げる事項について調査審議する

- 一 薬草栽培の総合計画、立及び栽培地調査に関する事項

二 薬草の利用啓発に関する事項

三 薬草栽培の实地指導に関する事項

四 種苗その他必需資材の人手あっせんに関する事項

五 生産品の集荷、販売に関する事項

行 政  
(組織)

1 第三条 協議会は会長及び委員若干人をもって組織する

2 会長は、衛生部長をもって充てる

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する

一 関係官公庁の職員

二 関係団体の役職員

三 学識経験者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする、但し、再任を妨げない

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、衛生部薬務課において処理する

(その他)

第八条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、会長が定める

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する
- 2 奈良県薬草増産対策協議会規程（昭和二十三年五月奈良県告示第百十九号）は、廃止する

（奈良県規則第四十一号）

四 奈良県家庭薬業振興対策

昭和二十六年

本県の家庭薬業の発展を助長するため、工場経営の合理化奨励、原料、副資材共同購入斡旋、生産管理指導、工員の作業能率向上指導、生産金融の斡旋等を実施して

年次別事業概要

A 生産増強部門

生産力の強化整備を促すと共に製品原料の化学検査指導、意匠、包装、容器の改善研究、不良不正製品の防止監視に努めて優良医薬品の確保を図る一方、配置員の積極的養成、配置面における特殊金融の円滑化、家庭薬利用の宣伝強化に努めて販路の拡張を図る。  
その具体的作業は、次表の通りとする。

生産並びに販路拡張年次目標

年 次	生産額(億円)	配置戸数(万戸)	配置員数(人)
昭和二十六年度	八〇九	延 九〇〇	延 六、〇〇〇
昭和二十七年度	二〇三	〃 一、〇〇〇	〃 八、〇〇〇
昭和二十八年度	一七〇六	〃 一、三〇〇	〃 九、〇〇〇
昭和二十九年度	三〇	〃 一、五〇〇	〃 一〇、〇〇〇

基本方針	実施年次			
	第一年次 (昭二十六)	第二度次 (昭二十七)	第三年次 (昭二十八)	第四年次 (昭二十九)
a 工場経営の合理化	● ● ●	○ ○ ○	○ ○	
1 簡易簿記の巡回指導				
2 作業記録の作成				
3 作業組織の調査 研究 講習				

1 行 財 政

		生産増強対策															
a	工場設備の完備化	h	工員の保健厚生指導	g	工場の機械化能率向上指導	f	工員作業能率向上指導	e	生産金融の斡旋	d	生産管理指導	c	副資材斡旋	b	原料確保斡旋		
4	3	2	1	3	2	1	2	1	3	2	1	2	1	4	3	2	1
委託及び共同加工方式の研究		設備基準向上化の検討 合理化模範基準工場の設定並びに指導		製薬機械展示会		工場機械化の調査研究 機械利用講習会		信用組合の結成指導 市中銀行中金信用保証協会よりの借入斡旋		品質管理の調査研究指導 管理薬剤師の指導講習		副資材の需給調査 共同購入の指導		原料問屋の育成 共同購入の指導		主要原料の県内生産奨励 原料の需給調査	
	●	● ●	●						● ● ●	● ●		● ●	● ● ●	● ● ●			
	○ ○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	○	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

c 策 配置販売に対する特殊金融施 の設置	b 配置員の恒久的高級養成機関 の設置	a 優良配置員の増加養成	基本方針
2 1 信用保証協会 市中銀行よりの借入斡旋 特殊貸付金融	1 特定養成機関の新設	6 5 4 3 2 1 養成資料の作成(家庭薬読本講習用テキスト) 成人講座の其他各種機械を通じ配置員の勧誘育成 優良配置員及び配置部会の表彰 出先府県における臨地講習会座談会 特別薬事講習会 新規配置員養成講習会(毎月定例)	実施細目
●		● ● ● ● ● ●	第一年次 (昭二十六)
○ ○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第二年次 (昭二十七)
○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第三年次 (昭二十八)
○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	第四年次 (昭二十九)

B 販路拡張部門

優良医薬品生産対策			
e 不良不正製品の防止監視	d 意匠 包装 容器の改善と 研究	c 製品原料の化学検査指導	b 品質向上策として処方研究
1 指 導	4 3 2 1 印刷関係者に対する指導 能書容器等の規格基準化 品評会展示会 研究指導講習会	4 3 2 1 工場試験室の利用指導 管理薬剤師の技術指導 優良家庭薬の選定表彰	1 優良処方の研究講習会
●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ● ●
○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

1 行 財 政

其 の 他

a 薬事研究機関の拡充	1 県立薬事指導所の研究機構整備拡充		○	○	○
i 配置家庭薬資料の蒐集作成	3 2 1 大和売薬史の編纂 家庭薬の消費調査 家庭経済中の医療費内容調査	● ● ● ● ●	○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○
h 一般大衆に対する利用普及策	4 3 2 1 週間運動利用 学校利用 婦人会 成人講座 講習会 ラジオ 家庭薬利用についての県内外の世論調査	● ● ● ● ●	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
g 不良不正配置員の防止監視	2 1 主に先府県における現地調査指導 各府県における配置家庭薬協議会による指導監視	●	○ ○	○ ○	○ ○
f 国外輸出に対する宣伝実施	5 4 3 2 見本製作 包装意匠の研究 趣味嗜好の研究 観光地への宣伝	● ● ● ● ●	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
e 全国的宣伝実施	1 ポスター パンフレット 博覧会展示会 立 看板 娯楽雑誌 ラジオ (民間放送) 宣伝マ ッチ	●	○	○	○
d 全国ブロック毎に模範拡張地区の設置	1 ブロック毎に模範拡張地区選定		○		

(県政振興四カ年計画)



## 五 奈良県薬事指導所条例の公布

昭和二十七年

奈良県薬事指導所設置条例をここに公布する。

昭和二十七年五月十六日

奈良県知事 奥田 良三

奈良県条例第十九号

奈良県薬事指導所設置条例

(設置)

第一条 奈良県における薬業の振興を図るため薬事指導所を設置する。

(名称及び位置)

第二条 薬事指導所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良県薬事指導所	奈良県南葛城郡御所町

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 奈良県薬事指導所設置の件(昭和二十年四月奈良県告示第百十六号)は、廃止する。

(付・業務)

1 原材料及び製剤に関する指導、試験、研究、分析、鑑定及び調査に関すること。

2 薬用植物の試作及び生産指導に関すること。

3 機械器具の試作及び鑑定に関すること。

4 容器、意匠及び図案の考案調整に関すること。

5 その他医薬の改良発達を図るための必要な指導に関すること。  
(『奈良県報』昭和二十七年五月十六日)

## 六 奈良県立御所実業高等学校の「薬業

### 科」設置

昭和二十七年

昭和三十八年四月一日には、薬業科を薬学科に科名変更、五十九年度の薬学科の生徒数、一年四十名うち女性五名、二年三十二名のうち女性一名、三年三十三年女性なし、薬学科卒業生の薬業関係就職状況(省略)

(『奈良県立御所工業高校』学校要覧)

## 七 奈良県家庭薬振興推進審議会規則

昭和二十八年

### 奈良県家庭薬振興推進審議会規則

(昭和二十八年十一月十七日)  
奈良県規則第六十二号

改正 昭和三十一年 七月二十七日規則第三十号  
昭和四十五年 三月二十八日規則第七十四号  
昭和四十九年十二月二十七日規則第四十四号  
昭和五十一年 三月三十日規則第五十一号

奈良県家庭薬振興推進審議会規則を次のように定める。

### 奈良県家庭薬振興推進審議会規則

(趣旨)

第一条 奈良県家庭薬振興推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関しては、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

(昭四十五規則七十四一部改正)

(所掌事務)

第二条 審議会は、家庭薬の振興を推進するため、知事の諮問に応じてその計画の樹立等に関し調査審議し、必要と認める事項を知事に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験のある者

二 家庭薬関係業者

三 県議会の議員

四 関係行政機関の職員

五 県の職員

(昭四十九規則四十四・全改)

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(昭四十九規則四十四・全改)

(任期)

第五条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(昭四十五規則七十四・一部改正)

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(昭四十九規則四十四・旧第七条繰上)

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、衛生部薬務課において処理する。

(昭三十一規則三十・昭四十五規則七十四・一部改正、昭四十九規則四十四・旧第八条繰上、昭五十一規則五十一・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必

要な事項は、会長が定める。

(昭四十五規則七十四・一部改正、昭四十九規則四十四・旧第九条繰上)

附則

この規則は公布の日から施行する。

附則 (昭和四十五年規則第七十四号)

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年規則第四十四号)

(施行期日)

一 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良県規則第五十一号)

## 八 農業協同組合の配置販売業について

### 照会と回答

昭和二十八年

照会 (昭和二十八年四月二十一日)  
(薬第八十五号)

鹿児島県知事から薬務局長宛

右のことについて管下農業協同組合から配置販売業を行いたい旨申出があったが、この登録については、薬事法上支障のないものと思われるが、農業協同組合の性格

上いささか疑義がありますのでこの可否について貴局の御意見を承わりたく御照会いたします。

回 答 (昭和二十八年六月十九日)  
(薬収第三三七号)

薬務局長から鹿児島県知事宛

昭和二十八年四月二十五日二十八薬第八十五号をもつて照会のあった標記の件に関し、左記の通り回答する。

記

医薬品の販売業を営もうとする者は、その者につき他の法律において支障のない限り、薬事法における医薬品の販売業の登録の申請を行い得る。しかして、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条一項第三号により、農業協同組合は、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給を行うことができることになっており、従つて組合員を販売対象とし、配置員についても適当と認められる場合は登録を行つて差し支えない。

(薬収第三三七号)

照 会 (昭和二十八年九月七日)  
(薬第一〇二七号)

滋賀県知事から薬務局長宛

右のことについて鹿児島県知事よりの照会に対する昭二十八・六・十九付薬収第三三七号御回答中左記の通り疑義を生じたので貴局の御意見を承りたく御照会致します。追つて本件は八月二十四日開催された富山、奈良、佐賀、滋賀四県薬務課長会議における協議に基き照会するものであることを申添えます。

(1)回答文中「組合員を販売対象とし」とは、農業協同組合法(昭和二十二・法律百三十二号)第十条第三項の所謂員外利用を含まないものと解してよいか。

(2)現在殆んど全部の農業協同組合は店舗を有する医薬品の販売業の登録を受けているが、昭二十五、十二、二十六付薬収第八一九号及び昭二十六、三、十二付薬収第一五八号を以て夫々愛媛、山口両県知事宛なされた配置販売業についての回答の主旨は、この場合にも当然適用されるものと考えられるが如何。

回 答 (昭和二十八年十月五日)  
(薬収第六四四号)

薬務局長から滋賀県知事宛

(1) 薬収第三三七号通牒は、農業協同組合が配置販売業者となることが出来るということを示したものであって、これによって農業協同組合法第十条第三項の規定の適用が排除されるものでない。

(2) 照会(2)については貴見の通り全通牒の趣旨はこの場合にも当然妥当するものであって、店舗を有する販売業者が兼ねて配置販売業を営むことは両業務における責任が不分明となりました配置員の取締りが不十分となる虞があつて望ましくない。

おつて、配置販売業は医薬品販売の特殊な形態であり、登録を受けた配置販売業者及び配置員が医薬品の管理保管について十分の能力、取扱について相当の知識と技術を有し専念これに従事することによつてはじめてその責任をまっとうすることが出来るのであつて、他の多くの事業を有する農業協同組合が営むことは多くは不適当な場合が予想されるので右考慮の上指導されたい。

(薬収第六四四号)

## 九 奈良県家庭薬配置指導員設置要綱

昭和二十九年

### 奈良県家庭薬配置指導員設置要綱

#### (目的)

第一条 奈良県家庭薬配置指導員(以下「指導員」という)は、医薬品の配置について、奈良県と配置員との連絡に任じ、併せて、機会あることに奈良県配置員の指導を行うために設置する。

#### (委嘱と解嘱)

第二条 指導員は、配置販売について十分なる経験と相当の薬事知識を有し、且つ現に直接配置販売に従事する者より、知事が適当と認める者を委嘱する。

2 指導員にして不適當と認める事実があつた場合は、解嘱する。

#### (任期)

第三条 指導員(補欠も含む)の任期は、その時の奈良県家庭薬配置商業協同組合役員(補欠も含む)の任期と同一とする。

但し再任を妨げない。

(職務)

第四条 指導員は自ら全配置員の師表となり、その職務の執行に当っては、誠意を以つて終始し厳正公平を旨として、本県家庭薬業の発展と国民の保健に寄与する心構えに徹すること。

2 指導員の職務は担当地区内に於て概ね次のとおりとする。

- 一 家庭薬配置状況の調査及び情報の蒐集
- 二 奈良県配置員の適正なる配置販売方法の指導
- 三 身分証明書を持たない奈良県配置員の防止指導
- 四 不正奈良県配置員の指導
- 五 その他奈良県家庭薬業発展の為に特に知事より示された事項

3 指導員がその職務を行うに当つては携帯している「奈良県家庭薬配置指導員の証」を示さなければならぬ。

(報告)

第五条 指導員が職務を行ったときは細大に拘らず結果をその都度奈良県知事に報告しなければならない。

(連絡会)

第六条 指導員の相互の緊密化と意志の疎通を図り、情報の交換及び奈良県家庭薬発展の為の意見を発表するために、通常年二回連絡会を開催する。

(様式)

(以下略)

〔奈良県薬事年報〕

## 10 家庭薬の宣伝対策費

昭和二十九〜三十三年

奈良県家庭薬宣伝については業者の之れに対する意欲を高めるよう指導すると共に県の補助金により実施せられた宣伝事業については次の如くである。

一 昭和二十九年度分補助金(六十五万円)

内訳

(1) 家庭薬宣伝用野立看板 二十五基(二十五万円)

大阪府 静岡県 各三基、福井県 岐阜県 奈

良県 広島県 各二基、石川県 岡山県 香川

県 愛知県 島根県 山形県 新潟県 佐賀県

茨城県 各一基

(2) 家庭薬宣伝用ポスター(奈良のくすりと観光)

四〇一、五九七枚(三十五万円)

(3) 家庭薬宣伝用(奈良のくすり)パンフレット

一〇、〇〇〇部(五万円)

二 昭和三十年度分補助金(五十万円)

内 訳

(1) 家庭薬宣伝用野立看板 二十基(二十万円)

新潟県 石川県 静岡県 阜岐県 広島県 各

二基、北海道 青森県 茨城県 埼玉県 三重

県 岡山県 京都府 奈良県 香川県 佐賀県

各一基

(2) 家庭薬宣伝用ポスター(奈良のくすりと観光)

四二八、七九五枚(三十万円)

三 昭和三十一年度分補助金(六十五万円)

内 訳

(1) 家庭薬宣伝用野立看板 十五基(十五万円)

岡山県三基、山形県 広島県 和歌山県 各二

基、新潟県 三重県 兵庫県 静岡県 山梨県

神奈川県 各一基

(2) 家庭薬宣伝用映画(五十万円)

イ 映写機二台(「奈良のくすり」フィルム二本付)

ロ 映画製作(奈良のくすり) (一、二〇〇呎 三〇分

上映)

四 昭和三十二年度分補助金(五十万円)

(1) 家庭薬宣伝用野立看板十二基(十二万円)

福井県三基、奈良県二基、和歌山県 三重県

京都府 山梨県 千葉県 山形県 岩手県 各

一基

(2) 家庭薬宣伝用寒暖計三、八〇〇本(三十八万円)

規格板の大きさ三尺×四寸×四分以上

五 昭和三十三年度分補助金(七十万円)

(1) 家庭薬輸出宣伝用パンフレット

二、〇三〇部作成費補助 十万円

香港、シンガポール、東南アジア市場開拓団

その他に配布

(2) 輸出現本家庭薬製作補助 十万円

送付先 東南アジア市場開拓団

香港、マラヤ、フィリッピン、バン

コック、シンガポール、アフリカ、

チリ、ラングーン等

(3) 国内向配置家庭薬宣伝パンフレット(奈良のくすり

と観光) 二五〇、〇〇〇部作成補助 五十万円

〔奈良県薬事年報〕

## 二 『奈良のくすり』序文

昭和三十年

『奈良のくすり』

この小冊子を通じて、いつも変わらない皆様の御好意と

御友情を賜っていることを深く感謝いたしますと共に皆

様の机下に御挨拶申上る機会を得ましたことを誠に光栄

に存じます。

御承知の通り奈良県は古来地の利を得て早くより文化が發達し、飛鳥、天平の絢爛たる文化は世界の驚異であり、千古の魂を秘める幽邃の美は天然の美に調和して世界の訪客を恍惚として去らしめないであります。

斯くの如く古い文化は産業の發達に大きく影響して諸工業製品を始め林産物に至るまで幾多優秀なものを持っています。殊に本県家庭薬は歴史的にも最も顯著なものでありまして、例えば既に一二〇〇年も前から有名な「役の行者」による「陀羅尼助」或は南都唐招提寺の「奇効丸」、西大寺の「豊心丹」等の施薬に發して古い伝統を有し、今大戦前までは富山県が凌駕する盛況でありましたが戦時中の統制と戦後の復活が遅れたとは言へ、今やその製造業者一八〇、配置員七、〇〇〇有余、年販売額四十億円に達し全口律々浦々に至るまで販路を持つと共に海外友邦との取引も盛んであります。

従いまして県といたしましては、より良き薬をより多く製造して一般保健衛生に寄与できるように監督を厳に



いたしておりますので皆様の御要望に添えることができると確信いたしておりますが、今後共皆様の一層の御指導と御鞭撻を頂きたいと存じます。

昭和三十年三月 奈良県知事 奥田良三

(昭和三十年三月奈良県発行)

### 三 薬事法施行上の疑義について照会

#### と回答

昭和三十一年

照会 (昭和三十一年十一月五日三十一)  
(薬第八〇二〇号)

大阪府衛生部長から厚生省薬務局長宛

薬事法施行に関し、左記のとおり疑義があるので至急御回答をお願いします。

#### 記

日本配置家庭薬株式会社(配置販売業者)が湯浅商事株式会社(無登録業者)に債権債務引継ぎされた上吸収合併され合併と同時に商号を湯浅商事株式会社が株式会社華に変更した場合左記の内どちらの取扱をすべきか。

一 薬事法にもとづく登録権が日本配置家庭薬株式会社

より引継ぎされたと解釈して薬事法施行規則第五十九条の規定を適用して日本配置家庭薬株式会社より株式会社華に登録票の書換申請の手続きで取扱べきか。

二 薬事法にもとづく登録権が日本配置家庭薬株式会社より株式会社華に引継ぎされないと解釈して法第二十九条第一項の規定を適用して株式会社華としての新規登録申請の手続きで取扱べきか。

回答 (昭和三十一年十二月十二日)  
(薬収第一〇九一号)

厚生省薬務局長から大阪府知事宛

十一月五日三十一薬第八〇二〇号をもって照会のあった標記について左記のとおり回答する。

#### 記

医薬品の販売業の登録は、会社の合併の効果として承継させるべきものではないから、本件については照会の記二の手続により処理されたい。

(薬収第一〇九一号)

## 三 『奈良のくすりと観光』序文

昭和三十四年

「奈良のくすりと観光」によせて

このたび「奈良のくすりと観光」のパンフレットが発刊されますにあたり皆様方に一言御挨拶申しあげます。

御承知のとおり、奈良は古くからひらけた地で飛鳥、天平の華やかな文化は世界の驚異とされ、それら上代人たちの遺産はそれをつむむ天然の美と調和して一たびこの地を訪れるものを楽しませていきます。

かような古い文化は産業の発達にも大きな影響を与え、諸工業製品を始め林産物に至るまで幾多優秀なものを持ってあります。殊に本県家庭薬は歴史的にも著しいもの一つでありまして、例えば約一二〇〇年も前から有名な「役の行者」による「陀羅尼助」或は南都唐招提寺の「奇効丸」西大寺の「豊心丹」等の施薬に発した古い伝統に、新しい技術を取り入れて、その製造業者一八〇、配置員六〇〇〇有余、年間販売額四〇億円に達し、

「奈良のくすり」として全国津津浦浦に至るまで愛好されると共に海外にまで販路を持ってあります。

県といたしましても、よりよき薬をより多く製造して国民の保健衛生に寄与し得ますよう薬業の育成に心をいたしておりますので、今後皆様方の一層の御指導と御鞭撻をいただきたいと存じます。

昭和三十四年三月三十一日 奈良県知事 奥田良三

(昭和四十三年三月『奈良のくすりと観光』奈良県発行)

## 一四 中近東市場調査団の派遣

昭和三十五年

昭和三十五年九月二十六日から十月二十五日までの十六日間、奈良県から「中近東市場調査団」(団長・下位真一郎副知事ほか県内業界代表十一人)が派遣された。薬業関係から私が参加した。香港、シンガポール、イラン、イラク、レバノン、クウェート、パキスタンなど十カ国を回った。

見本を持って行って、商談の結果、いくらか取引が成

立したが、大したことはなかった。調査が目的でもあったが、海外進出の困難さを痛切に感じた。

(増田弥内談「薬日新聞」昭和六十一年一月一日号)

## 一五 配置従事者身分証明書の通知

昭和三十六年

(昭和三十六年四月十四日  
薬発第一五四号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)の施行の詳細については、さきに、昭和三十六年二月八日薬発第四十四号厚生省薬務局長通知によって示したところであるが、配置従事者身分証明書等に関しては、下記によられなく、通知する。

### 記

一 配置従事者の身分証明書について

(1) 薬事法施行規則第三十八条に規定する雇傭契約書の写し等の書類には、事実と相違ない旨の配置販売業者の証明を附させること。

(2) 薬事法第三十三条第一項に規定する配置従業者の

身分証明書の発行にあたっては、配置販売業者が許可を受けている都道府県知事の同意があれば、身分証明書の裏面に当該都道府県名を記載のうえ、交付してさしつかえないこと。

二 法第三十二条の規定による配置従事の届出は、別紙様式によって行なわせるよう、指導されたいこと。

(様式 省略)

(薬発第一五四号)

## 一六 薬事法施行令の一部の解釈について

て照会と回答

昭和三十六年

照 会 (昭和三十六年四月二十一日  
薬第一五二号)

奈良県知事から厚生省薬務局長宛

薬事法施行令第七条第三号「五年以上配置販売業の実務に従事したものであって都道府県知事が適当と認められたもの」について下記事項に疑義が生じたので貴局の御意見を御伺いします。

記

一 五年以上の実務経験は通算して五年以上あれば差支えないかまたはおおむね十年以前の経験については本人の履歴書または宣誓書による以外に証明の方法はない場合があるがこの場合は本人の履歴書または宣誓書を薬事法施行規則第三十一条第二項第二号の令第七条の規定に該当することを証する書類と見做してよろしいか。

二 申請者が実務経験五年以上であって罰金以上の刑に処せられたことのない者又は禁治産者、精神病者等の人的欠格事由がないものについては適当なものと認めてよろしいか。

回 答 (昭和三十六年五月二十三日)  
(薬収第二〇八号)

厚生省薬務局長から奈良県知事宛

昭和三十六年四月二十一日薬第一五二号をもって照会のあった標記について下記のとおり回答する。

記

1 行政  
一 照会一の前段については、通算して五年以上の実務

経験を有する者は知事の認定の対象となりうると解されるが、その者が配置販売業者として適当であるか否か認定に当たっては、その者の経験内容を十分に検討することが望ましい。

二 薬事法施行規則第三十一条第二項第二号の規定は、第三者による客観的な証明を要求する趣旨から設けられたものであって、当該事実の真実性を都道府県知事が認定するに足る資料を添付するように指導された。

三 照会二については、五年以上の実務経験を有する者であって、その経験内容が著しく不相当とは認められず、かつ、薬事法第三十条第二項第一号に規定する人的欠格条項に該当しないものについては、通常の場合適当と認めてさしつかえない。

(薬収第二〇八号)

一七 配置販売品目のうち内服液剤取扱

いの照会と回答

昭和三十七年

照会（昭和三十七年五月二十二日）  
（三十七薬第六五号）

神奈川県知事職務代理者副知事から厚生省薬務局長宛

このたび管下医薬品配置販売業者から下記医薬品を取扱いたいとの申請がありました。配置販売品目としての適否について至急貴局の御意見を承りたく照会します。

記

- 一 強力ファイト内服液B
- 二 強力キユキユ内服液
- 三 済婦内服液

以上いずれも株式会社広貴堂の製造にかかるものである。

回答（昭和三十七年八月十七日）  
（薬発第四一八号）

厚生省薬務局長から神奈川県知事職務代理者  
神奈川県副知事宛

昭和三十七年五月二十二日三十七薬第六五号をもって照会のあった件に関しては、昭和三十六年厚生省告示

第十六号「配置販売品目指定基準」によって処理すべきであることは、いうまでもないが、具体的処分に際しては更に下記の点について留意されたい。

記

当該品が前記「配置販売品目指定基準」に適合するにしてもそれが配置されてから、消費されるまでの間一般家庭で長期にわたり貯蔵保管されるため、使用時における当該医薬品の品質を正常に、確保することが期待できないおそれも多分にありうる点を考慮して、その直接の容器又は被包に具体的な製造年月日を記載することにより、当該医薬品が不当に長期間保存され品質をそこなつたものを服用することを防止できる措置並びに分割服用することができないように、その内容を一回分一容器に収めたものであって、開封後再保存することのないようにする措置が十分に講ぜられているものについてのみに認めてもさしつかえない。

（薬発第四一八号）

## 一六 配置販売業の切り替え処置の照会

### と回答

昭和三十七年

照 会 (昭和三十七年九月四日)  
(薬第二七七七号)

富山県厚生部長から厚生省薬務局薬事課長宛

配置販売業の許可を従来の協同組合から帳主単位にきり替えることについて、昭和三十六年二月八日付薬発第四十四号「薬事法の施行について」の薬務局長から都道府県知事あて通知の第六「医薬品の販売業に関する事項三の三、配置販売業の(2)に「配置販売業者については、その責任の所在を明らかにし、かつ、配置員に対する指導監督を十分ならしめるため、事実上いわゆる帳主の集合体に過ぎない組合を単位として配置販売業の許可を与えることは適当でないので、現にかかる組合に配置販売業の許可を与えている場合には、すみやかに帳主単位に切替えるよう措置すること。」また、(6)に「令第七条第二号及び第三号の「配置販売の実務に従事した者」の認定にあたっては、単に形式的審査だけでなく、その

実態を充分調査のうえ行なうこと。」と指示されているが、今回協同組合から帳主単位に切り替えにあたり、これの運用についてつぎのように処置して差支えないものと解するが、貴局の御意見を承知したので至急御回報くださるよう照会いたします。

### 記

一 協同組合に対する配置販売業の許可を帳主単位に切り替える場合は、この法律の施行の際、現に旧法より、同法の規定に基づく医薬品製造業者等登録基準によって登録を受けていた協同組合に所属して配置販売業を行っていた事実上の事業主である帳主については「令第七条第二号及び第三号」に関係なく切り替え措置を行なうものである。

回 答 (昭和三十七年十月五日)  
(薬収第九八六号)

厚生省薬務局長から富山県知事宛

昭和三十七年九月四日付薬第二七七七号をもって貴県厚生部長より当局薬事課長あてに照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

旧薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）の規定により配置販売業の登録を受けていた協同組合に薬事法（昭和三十五年法事第一四五号）の施行の際現に所屬していた帳主で、帳主単位の切り替えに伴う許可申請時まで引き続き当該協同組合に所屬して、配置販売業を行なっているものについては、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七条第三号の五年の要件を欠くとしても、薬事法第三十条第二項の運用に当たっては、許可を与えることとして取り扱われたい。

なお、この場合においては、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第三十一条第二項第二号の書類にかえて、申請者が前記に該当する者であることを証する当該協同組合の主たる事務所の所在地の都道府県知事の証明書を添付することとされたい。

（薬取第九八六号）

## 一九 配置家庭薬製造業の中小企業設備

### 近代化資金対象業種の指定

昭和三十八年

全国配置家庭薬協議会では機会あるごとに厚生省ならびに通産省へ「中小企業振興資金助成法における対象業種として指定し、従業員三〇人以上の企業に対し設備近代化のため資金を貸付けられたい」と陳情を行なっていたが、厚生省でもこれにこたえ、配置家庭薬製造業を指定業種に入れるべく配置業界からも資料をもとめ通産省へ折衝していたが、二十四日通産省は本年度の中小企業設備近代化資金の貸し付け予定総額を百十四億一千万円（国の補助金四十一億円、都道府県費四十一億円、同償還金三十二億一千万円）と決め、配置家庭医薬品製造業を対象業種に指定した。

この対象業種は機械金属工業など三十三業種で、本年度はくぎ、電気溶接機など九業種を削除し、新たに自動車分解整備、金属製がんぐ、造花、人造真珠、カバン、

# 1 行 財 政

獵用資材、配置家庭医薬品、フェルト、デンプン乾メン、しょうちゅう乙種の十一業種を追加指定した。このほか臨時にばい煙発生施設の処理設備、用水源転換用設備も対象にする。貸し付け率は所要額の半額貸し付限度は十万円～三百万円で貸付期間は五年、貸付利率無利子、償還期限は一年据え置き、四年間の均等、年賦払い(ばい煙、汚れ処理設備は七年)で各都道府県では八月中旬から申し込みを受けつけることになっている。

なお配置家庭薬製造業の対象設備は次のようなものが予想される。(単価は平均単価)

▽錠剤機||ストロングギヤー回転力五〇rpm以上のものに限る 五六万円

▽顆粒機||複式オツシレータ方式ローラー一二七×三五五、二本ローラー回転数四〇～一七五rpm、製粒能力 六万円

▽乾燥機||熱送風式のもので低温乾燥用、三〇度～八〇度、八時間で二〇キログラム以上の性能のあるものに限る 一七万円

▽糖衣機||一回の仕込み量二〇万粒以上の能力のあるものに限る 三〇万円

▽軟膏充てん機||チューブ用、毎分三〇本以上 三八万円、軟膏用、毎分二五個以上の能力のあるものに限る 二〇万円

▽自動包装機||毎分五〇袋以上の能力のあるものに限る 四五万円

▽自動分包機||毎分四百包以上の能力のあるものに限る 一二〇万円

▽アンプル充てん機||充てん管、五本立以上のものに限る 四〇万円

▽丸剤機||毎時一キログラム以上の能力のあるものに限る 二八万円

▽ジャイロフタ(ふるい機)||毎時一〇キログラム以上の能力のあるものに限る 四〇万円

▽スタンプミル(ふんさい機)||五本立以上のものに限る 一五万円



## 二〇 配置販売品目指定基準の有効成分

### の回答

昭和三十八年

(昭和三十八年八月二十一日薬発第四二七号)  
(厚生省薬務局長から各都道府県知事宛)

標記について、富山県知事より、配置販売品目指定基準の有効成分欄中の「それらに類似する薬理作用を有する成分」に適合するか否かの照会があったが、照会に係る成分中、当該基準に適合するものについて、昭和三十八年八月二十一日薬収第七〇〇号をもって富山県知事に對し、別紙一のとおり回答したから了承されたい。

薬収第七〇〇号 昭和三十八年八月二十一日

富山県知事殿 厚生省薬務局長

昭和三十八年四月三十日薬発第九二二号をもって照会のあった配置販売品目指定基準に適合するか否かの件について、下記のとおり回答する。

### 記

一 別表一の照会品目について、配置販売品目指定基準別表有効成分欄の「それらに類似する薬理作用を有す

る成分」と解して差しつかえない品目は次表のとおりである。

種 類	有 効 成 分
解熱鎮痛鎮静剤 及び神経痛リウ マチ治療剤 鎮咳祛痰剤 氣付清涼剤 乗物酔予防剤 利尿剤 血管補強剤 健胃消化剤 制酸剤 胃腸鎮痛剤 滋養強壯増血剤	シクロバルビタールアミノピリン分子化合物 チンセダール リン酸コデイン ガラナ 塩酸ピリドキシ ン いちい ニコチン酸 アスコルビン酸 ガストリックムチン アルミン酸マグネシウム ブロムワレリル尿素 ガラナ ガラナエキス パントテニアル コール (活生ビタミン(B <sub>1</sub> 誘導体) アスパラギン酸カリウム アスパラギン酸 マグネシウム等量混合物 ローヤルゼリー ソルビトール パントテン酸カルシウム ヨウ化カリウム ピリドキシ ン スルフィンソミジン 塩酸ピリドキシ ン テゴール51 メタクレゾール ベルベリン 酸化セルローズ パントテニアルコール シコン クレオソート 塩化メチルロザリ
坐剤 外用殺菌消毒剤 及び外用鎮痛鎮 痒収斂消炎剤	

1 行 財 政

外用寄生性皮膚病剤	ニン ハイドロコロチゾン及びそのエステル ピレドニゾン ピレドニゾン エストラジオール 卵黄油 焼ミョウバン コールタール スクアラン カヤブテ油 テシット

二 一の外用殺菌消毒剤及び外用鎮痛鎮痒収斂消炎剤欄に掲げる有効成分のうちハイドロコロチゾン及びそのエステル、ピレドニゾン、プレドニゾン及びエストラジオールについては、基剤、分量、剤型等によつては、内用の場合と同様の薬理作用を有するため薬理作用が緩和でない場合がありうるから、当該成分を含有する配置販売品目については、次に定めるもののみが配置販売品目として適当である。

成 分	量
ハイドロコロチゾン及びそのエステル	製品一〇〇グラム又は一〇〇ミリリットル中一・六ミリグラム以下
プレドニゾン	〇・五ミリグラム以下
プレドニゾン	〇・六一ミリグラム以下
エストラジオール	二ミリグラム以下

(薬発第四二七号)

三 配置販売業者の配置対象について

照会と回答

(昭和三十八年十一月二十六日)  
(薬事第九十三号)

昭和三十八年

厚生省薬務局薬事課長から各都道府県衛生主管部 (局) 長宛

標記の件について、別添一のとおり群馬県衛生民生部長より照会があり、これに対し、別添二のとおり薬務局長から回答されたいので、御了知ありたい。

別添一

薬第九〇〇九号

昭和三十八年十月四日

群馬県衛生民生部長

厚生省薬務局薬事課長 殿

薬事法施行上の疑義について

最近、管下配置販売業者が学校及び事務所等に「救急箱」と表示した容器に配置販売品目指定基準に合致する医薬品 (滋養強壯解毒剤も含む) を入れ配置した事実があ

ったがこのことについて下記の点に疑義を生じたので至急貴意を承りたく照会いたします。

記

一 配置販売業者が学校及び事業所等の集団責任者に対して医薬品を配置し、当該責任者対象員（学校の場合は生徒、職員、事業所の場合は会社、工場等の従業員）が医薬品を必要のとき無料で使用させる。このような場合配置販売業者は前記集団に対して医薬品を配置販売して差支えないか。

二 当該学校、事務所又は取扱い責任者の行為は薬事法に違反するか。

三 配置販売業者の住所、氏名が記載されている配置箱に救急箱なる表示をして、ハサミ、ピンセット、ホータイ、清涼剤（医薬部外品）等の医薬品以外のものを医薬品と同一箱に収めて配置しても差支えないか。

別添二

薬収第八八三号

昭和三十八年十一月七日

群馬県知事 殿

配置販売業者の配置対象について

記

一 照会一については、配置販売業は個々の消費者に対する行商形態の販売業であるから、学校及び事業所等は、配置販売業の配置対象とは認められない。

二 照会二については、当該責任者の行為は、薬事法第二四条違反となり得る場合がある。

三 照会三については、「薬事法の施行について」（昭和三十六年二月八日薬発第四十四号）第六の三の（八）によらるたい。

（薬事第九十三号）

三 配置販売業の許可更新

昭和三十九年

（昭和三十九年四月二日）  
（薬事第四十四号）

厚生省薬務局薬事課長から各都道府県衛生主

管部局長宛

薬事法第二四条第二項の規定に基づく配置販売業の許可の更新に関する事務については、平素格段の配慮を願っているところであるが、事務の遅滞の著しい場合も散見されるので、その円滑な処理を図るため、今後は、下記事項に留意のうえ事務の迅速化に努められたい。

記

- 一 配置販売業許可更新申請書の変更内容欄に記載すべき内容のうち取扱品目については、既に指定を受けている品目（施行規則第四〇条の規定により変更、追加が認められている場合はその品目を含む。）に変更、追加のない場合は、許可更新時に販売品目についての記載の省略を認めること。
- 二 許可更新日までに許可証の交付がなされない等のごとを避けること。

（薬事第四十四号）

三 配置販売業の許可更新の照会と回

答

昭和三十九年

照 会（昭和三十九年四月十一日）  
（三十九薬第一〇一四号）

神奈川県衛生部長から厚生省薬務局薬事課長

宛

昭和三十九年四月二日付薬事第四四号で通知のありました標記のことについて疑義がありますので至急御回報下さるよう照会いたします。

(一) 許可更新時までに薬事法施行規則第四〇条の規定により変更、追加が認められた取り扱い品目がある場合許可更新申請書の変更内容欄にその品目を記載する必要があると考えられるかどうか。

(二) 許可更新申請書の変更内容欄に記載すべき内容は、上記(一)以外に、様式第十七による記載事項についての変更も記載する必要があると考えられるかどうか。

(三) 許可更新時に変更、追加の申請中である取扱品目については、記載は省略してよいものと考えられるか

どうか。

回答 (昭和三十九年五月十一日)  
(薬事第六十二号)

厚生省薬務局薬事課長から神奈川県衛生部長

宛

昭和三十九年四月十一日三九薬第一〇一四号をもって  
照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

- 一 照会一については、昭和三十九年四月二日薬事第四四号で通知したとおり、記載の必要はない。
- 二 照会二については、上記通知の記の一に示した場合を除いては貴見のとおりである。
- 三 照会三については、許可更新時に変更又は追加申請中のものは、「更新申請書を提出する時までに変更のあった事項」に該当しないので記載する必要はない。

(薬事第六十二号)

## 二 配置販売業取扱い品目指定の照会

と回答

昭和三十九年

(昭和三十九年三月二十四日)  
(薬事第四十二号)

厚生省薬事課長から各都道府県衛生主管部

(局)長宛

標記について、別紙(一)のとおり照会があり、これに対し別紙(二)のとおり回答したのでご了承ありたい。

別紙一

薬第三三三二号

昭和三十八年十二月十七日

富山県厚生部長

厚生省薬務局薬事課長 殿

薬事法第三〇条第一項に「配置販売業の許可は、配置しようとする区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。」と規定され、また、薬事法の施行についての厚生省薬務局長通知(昭和三十六年二月八日薬発第四四号)記の第六の三の(五)に「配置販売品目の指定にあつては、配置販売品目指定基準により品目ごとにその内容を審査して決定することとし、同基準に該当するか否か

が疑わしい場合には、あらかじめ、当局に協議すること。」となっているが、このことは、配置販売業者から配置販売品目指定基準に適合するものとして厚生省当局から通知された品目（例えば昭和三十七年八月十七日付薬発第四一八号薬務局長通知に適合する内服液剤等）について申請があつた場合、都道府県知事はこれについて指定するか否かについての自由裁量の権限を有しないものと解されるが一応貴局の御意見をうけたまわりたい。

別紙二

薬事第三四号

昭和三十九年三月十二日

厚生省薬務局薬事課長

富山県厚生部長 殿

昭和三十八年十二月十七日薬第三三三二号をもって照会のあつた標記について、下記のとおり回答する。

記

照会については、貴見のとおりである。

(薬事第四十二号)

三 配置販売業取扱い品目指定の照会

と回答

昭和三十九年

照 会

(昭和三十九年五月八日  
三十九衛薬発第六七五号)

東京都衛生局薬務部長から厚生省薬務局薬事

課長宛

配置販売業の取扱い品目の指定にあたって疑義を生じたので、下記事項について貴見を承りたく照会します。

記

- 一 配置販売品目指定基準は、昭和三十六年十月十日厚生省告示第三八六号をもって一部改正が行なわれ、この改正趣旨および運用について「配置販売品目指定基準の一部(別表)改正について」の厚生省薬務局長通知(昭和三十六年十二月五日薬発第四八九号)で示されたが、配置販売品目の効能又は適応症の「中風」は、この通知第二の二の(一)および(二)の取扱いについては、次の何れによるものと解すべきか。
- (一) 通知第二の二の(一)により、新たに加えられた有効

成分及び効能又は適応病として取扱ひ、配置販売品目と認めてよい。

(二) 通知第二の二の(二)によると、配置販売品目として不適当であるものとして削除された有効成分及び効能又は適応病として「中風」が示されているが、削除された効能又は適応病は、本来これらの疾病は、医師の診断を受けて医師の治療により療養を行なうべきものであり、配置薬による治療は適正を欠く恐れのあるもの、又は医薬品の効能の表現として適正を欠く効能又は適応症が削除されたものと理解している。「中風」の効能又は適応症が表示された品目は、配置販売品目として認められない品目として取り扱う。

二 「配置販売業取扱ひ品目の指定について(通知)」の厚生省薬事課長通知(昭和三十九年三月二十四日薬事第四十二号)の取り扱いについて。

(一) 同通知文中の別紙(一)照会文中の、厚生省当局から通知された品目(例えば昭和三十七年八月十七日薬発第

四一八号薬務局長通知に適合する内服液剤等)とは、内服液剤のみを示しているものと解する。

(二) 貴局において配置販売品目の指定について、その審査方針を示された品目は、審査方針に示す趣旨を十分みたしている品目については、都道府県知事はこれを指定するか否かについては自由裁量権を有しないことは、本通知で明確に示されたところであるが、これは配置販売品目指定基準に示す「次の各号に該当するものについて行なうものとする」の各号に適合しないことが明らかな品目、又は現品を確認しなければ明確に判断できない品目、取扱ひは、都道府県知事が適切な判断を行なうたうえ、配置販売品目に指定するか否かを定めてよいものと解する。

#### 参考

配置販売品目として適合しないものの例示

イ 剤型、用法、用量等からみて適正を欠く品目。

剤皮を施してある錠剤、丸剤(一〇粒・二g)等の分割服用。

# 1 行 財 政

一 錠又は一粒を三分の一・六分の一・十分の一に分  
割服用させること。液剤の半滴服用。

ロ 経時変化が起りやすい品目

アスコルビン酸・ビタミンA油（ビタミンAパルミテ  
ート・ビタミンAアセテートは除く。）を含有する製剤（外  
用剤は除く）の錠剤で剤皮を施してないもの。ただ  
し、剤皮を施してない場合であっても除湿剤を添付し  
た気密容器を使用してある場合は除く。

回 答（昭和三十九年五月二十九日）  
（薬事第七十四号）

厚生省薬務局薬事課長から東京都衛生局薬務

部長宛

昭和三十九年五月八日三九衛薬発第六七五号をもって  
照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

一 照会一については、昭和三十六年十二月五日薬発第  
四八九号薬務局長通知第二の二の(二)において削除した  
効能中「中風」とあるのは、改正前の鎮静剤の効能又  
は適応症としては適当でないので削除したものであ

り、また同通知第二の二の(一)による別表第一中「中  
風」とあるのは、血管補強剤の効能又は適応症として  
新たに加えられたものである。

二 照会二の(一)については、引用の通知が内服液剤につ  
いて観たものであることは、たまたま照会がそうであ  
ることから当然であるし、その論理が品目指定全般に  
あてはまるべきことも論をまたない。

三 照会二の(二)については、個々の場合について適切な  
判断を要することは当然であるが、そのことと自由裁  
量の余地ありやなしやとは別論である。

なお、参考に掲げてある「配置販売品目として適合  
しないものの例示」中分割服用については、内服液剤  
に関する分割服用は昭和三十七年八月十七日薬発第四  
一八号において不適當である旨を通知したところであ  
るが、丸剤等については、その分割服用が容易に行な  
うるものであれば認めて差し支えない。

（薬事第七十四号）